

平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号、第252号

平成26年(ワ)第101号 福島原発避難者損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外473名

被告 東京電力株式会社

2015(平成27)年3月30日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

準備書面(52)

被告準備書面(11) 家財に関する反論

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺利



同

広田次



同

鈴木堯



同

清水



同

米倉



同

笹山尚



同

向川純



1 被告の算定方法への反論

(1) 被告の主張

被告は乙 B 6 4 号証の考え方に依拠して、被告の算定基準を適正妥当であると主張する。

(2) 反論

しかしながら、被告の算定基準は、いかなる計算をもってその数額を算出したかが全く明らかではない。

(3) 求釈明

そこで、原告らは被告に対し、被告がいかなる統計資料ないし算式を用いて、算定基準表にある具体的な数額を算出したのか明らかにされたい。

2 原告らの算定方法について

(1) 家財の賠償額を「地震保険研究」に基づいて算定したことは、原告準備書面(6)に述べたとおり適性妥当なものである。

(2) 被告による原告算定方法の反論について

被告は上記原告の算定について、①家財を物理的に喪失したわけではない②除染をすれば持ち出せる③持ち出せば価値の喪失は認められない④「避難費用」と重複しているなどと反論する。しかしながら、これら被告の主張は、下記のとおり合理性のない反論である。原告が従前主張するとおり、住居に存したすべての家財をもって賠償の算定基準とすべきである。

ア 家財を物理的に喪失したわけではないという反論

上記反論は、本件被害実態を把握していないといわざるをえない。

そもそも、原告らの自宅に存したタンスやカーペット、カーテン等の家具・生活用品のほとんどは、長期の避難により、ネズミなどの小動物により食い荒らされたり、雨漏りによって汚損ないし毀損し、使い物にならなくなっている。カビや小動物の糞尿等による臭気の染みつきも著しい。そ

れゆえ、物理的にも財物としての価値を喪失させている。また、家電製品についても長期の不使用により、その多くは故障するなどしており、物理的な財物価値を喪失させている。

イ 除染をすれば持ち出せるとの反論

(ア) そもそも、小物などの場合、除染やクリーニングの費用が財物の客観的価値を上回る場合がある。また、クリーニング、除染に適さない物品も多く存する。

(イ) そもそも、財物の価値が喪失しているという状態は、単に物理的な機能を喪失した場合だけではなく、事実上もしくは感情上その物を再び本来の目的の用に供することができない状態にさせる場合を含む。

食器など食事に関連するもの、衣類など身に着けるものをはじめとして、家財は多くがその居住者の近くにあり、手に触れたり、衣食住の用に供するものである。普段通り使用できると考えるのはあまりにも原告らの感情を無視したものといわざるをえない。

ウ 持ち出せば価値の喪失は認められないとの反論

(ア) そもそも、被告は本件における前提を誤っている。原告らは、住居に所有権ないし使用权を有し、そこに生活基盤のための財物としての家財を備えおいて生活していた。かかる生活基盤を、原告らの避難を余儀なくさせることによって破壊したのが被告の惹起せしめた原発事故という不法行為である。原則として、不法行為に対して、その損害を避けるために被害者が何らかの義務を負わされるいわれはなく、原告らが被告の不法行為に対して、自らの財物を持ち出す義務を負うはずはない。「正」は「不正」に対して、その場を明け渡す必要などないのである。

(イ) もっとも、不法行為の被害者においても、社会通念上、損害回避又は損害減少の措置を執ることが合理的な行為として期待される場合、当該被害者が損害軽減義務ないし損害軽減義務を負うとする見解がないわけ

ではない。しかしながら、この見解に立ったとしても、本件において原告らとその義務を懈怠したということができないのは、以下のとおり明らかである。

(ウ) 原告らは、2011（平成23）年3月11日以降、諸々の手段により原発事故の報を聞き、着の身着のまま、避難所を転々とした。同年3月12日以降は、1号機の原子炉建屋の爆発を受け、福島第一原発から20 km圏内の居住者について避難し、同年3月15日には、福島第一原子力発電所から20～30 km圏内の住民等に対する屋内待避指示がなされた。原子炉の爆発、火災等の報道もあり、避難区域への立入りはむしろ身の危険を感じる程であった（甲 A154 新聞報道）。

その後、同年4月22日から、福島第一原子力発電所から20キロ圏内が警戒区域に指定され、立入は不可能となった。また、同日、飯舘村、浪江町等の一部地域が計画的避難区域に指定され、避難指示が発令された。上記警戒区域については、最終的に2013（平成25）年5月7日原子力災害対策本部による双葉町の区域見直しまで残存した。

2012（平成24）年4月1日以降は、川内村、田村市等を皮切りに、避難指示区域は、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3種の区域に順次見直されていくこととなった。

(エ) 避難指示（原災法28条、災害対策基本法60条1項、）が発令される場合の発令状況は、標準的に「前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から人的被害の発生する状況が非常に高いと判断された状況」と考えられており、また、その場合、「未だ避難していない住民は直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動」を住民に求めるものとされている（甲 A155）。それゆえ、避難指示を発令した市町村等は、原則としてその発令地域内の住民を全て避難させる措置をとり、事実上当該地域への立入りを規制する取り扱いとなる。

なお、2011（平成23）年4月22日以降における警戒区域、航行禁止区域設定に伴う避難命令は、罰則を伴う命令であり（災害対策法116条2号）、明確に警戒区域内への立入が禁止されている。

(オ) この警戒区域においては、住民の一時立入が認められることとなったが、それぞれの町、地域により日にちが厳格に指定されており、その日以外の立入は認められなかった。第1巡目の立入（2011（平成23）年5月～9月）では、立入可能人数は世帯あたり一人、持ち出し品は70センチ70センチのビニール袋1枚に入るものだけであった。スクリーニングの結果汚染除去ができない物品については廃棄を求められることもあった（甲A156）。このような状況では、土地の権利証等の重要書類などを持ち出すことが精一杯であり、そもそも家財まで持ち出すことができなかった者が殆どである。第2巡目の立入（同年9月～12月）以降からは、マイカーの積載量、マイクロバスに持ち込める量まで持ち出せる容量が増えたが、それでもまとまった物品を持ち出すことはできなかった。

(カ) 以上の経緯からすれば、原告ら避難者にとって、警戒区域等の立入制限から、家財の持ち出しそのものが容易ではなかったといえる。また、一時立入についての厳格な運用から、日にちがあわない、立ち入るだけの体力がない等の理由で一時立入を断念せざるをえないこともあったと考えられる。さらに、避難生活の長期化が予想されていたので、自宅にある家財を持ち出すのではなく、取り急ぎの生活のため、別に必要な家財を購入しなければいけなかった。これらのことから、原告らに対し、一時立入を行い、家財を持ち出す義務（損害軽減義務）を負わせることはできない。言い換えれば、原発事故後、全く立入を行わずに家財をそのままにしておいたとしても、当該避難者に帰責性はない。

(キ) なお、同年4月22日より前の日、すなわち一時立入が事実上可能であったときに自宅に戻り家財を持ち出した者も、いたかもしれない。し

かしながら、同年3月11日から同年4月21日までの間は、原発事故が収束しておらず、高線量被曝等の危険もあるような極めて緊迫した状況下にあった。この間に、家財を持ち出した者が一部いたからといって、やはり家財を持ち出す義務があったとまでは到底いえない。

エ 「避難費用」と重複しているとの反論

争いのない事実として、被告による原発事故により、原告らは着のみ着のまま避難を余儀なくされ、多数箇所の避難先を転々とした。事故後数か月たって一定期間落ち着くことのできた借り上げ住宅、仮設住宅は、避難前に暮らしていた住居とは広さも間取りも異なるものである。それゆえ、原告らはともかくも生活を成り立たせるために必要な家財を買い揃えなければ生活自体が成り立たない状況にあった。

このような過酷な避難行動において購入された家財は、価値の喪失が見込まれた以前の住居にある家財の代替ではなく、長期にわたる避難行動における必要不可欠な費用としての性質を有する。実際にも、原告らが避難行動において購入した家財のほとんどは、品質的にも規模や大きさも、避難前の住居で購入して使用していた物とはかけ離れた、廉価ないし間に合わせの物品であり、価値的な代替性はない。

したがって、避難時に購入された家財をもって、以前の住居の家財に関する賠償の考慮要素とするのは誤りである。

以上